

龍情個審第 11 号
令和 4 年 3 月 15 日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 様

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 周 作 彩

令和 3 年 1 2 月 2 0 日に通知のあった情報公開請求の不受
理に係る審査請求について（答申）

令和 4 年 1 月 2 8 日付け龍法第 7 号にて諮問されたみだしのこと
について、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則第 3 条の規定によ
り、下記のとおり答申する。

記

第 1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 3 年 1 2 月 2 日付けで龍ヶ崎市長に対し、入札の記録に関し、情報の任意的公開の申出を行った。
- 2 審査請求人は、1 を受けて行った龍ヶ崎市の説明に関し、公開できる対象の範囲、電子データによる提供ができない点に納得ができず、令和 3 年 1 2 月 8 日付けで当該申出を取り下げ、同日付けで入札の記録に関する情報公開請求書（以下「情報公開請求書」という。）を龍ヶ崎市長（以下「本件行政庁」という。）に提出し、情報公開請求を行った。情報公開請求書は、同 1 2 月 1 0 日に本件行政庁に到達した。
- 3 令和 3 年 1 2 月 2 0 日、本件行政庁は、情報公開請求書の記載内容から審査請求人が龍ヶ崎市情報公開条例（平成 9 年龍ヶ崎市条例第 3 3 号。以下「情報公開条例」という。）第 5 条第 5 号に規定する実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの（以下「利害関係人」という。）に該当しないと判断した。一方、任意的情報公開であれば情報公開を行うことができるため、任意的情報公開の申出への変更を勧める

旨を伝える電子メールを審査請求人宛に送った上で、情報公開請求書を審査請求人に返戻した。(以下「本件返戻行為」という。)

- 4 審査請求人は、令和3年12月23日付けで、本件行政庁に対し、情報公開請求書の不受理（本件返戻行為）の取消しを求め、情報公開請求書の受理を求める旨の審査請求書を提出し、本件行政庁は、同12月27日に審査請求書を受け付けた。
- 5 本件行政庁は、4の審査請求書に誤記があったことから令和3年12月28日付けでその補正を求め、令和4年1月11日付けで審査請求人から補正後の審査請求書が提出され、同1月13日に受け付けた。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、情報公開の請求をした本件行政庁所管の文書は、審査請求人が文部科学省の科学研究費補助金に基づいて進めている研究に必須の文書であり、当該文書を開示しないことは研究者である審査請求人の利益を害するため、情報公開請求書の「不受理」を取り消し、情報公開請求書を受理すべきであるというものである。

第3 本件行政庁の主張の要旨

情報公開請求書を返戻したのは、情報管理課において情報公開条例第5条第5号の該当性を検討したところ、該当しないことが明らかであることが判明したので、速やかに任意的情報公開を進める方が審査請求人にとって利益になると判断して、情報公開請求書を取り下げ、任意的情報公開の申出とするよう行政指導を行ったものである。ところが、審査請求人は、令和3年12月23日付けで、情報公開請求書の受理を求める旨の審査請求書を提出したことから、審査請求人があくまでも任意的情報公開ではなく情報公開請求による情報の公開を求める意思であることが確認された。そこで、本件行政庁は、令和3年12月10日付けで、情報公開条例第5条第5号に基づく申請があったものとして手続を進めたのであって、情報公開請求書を「不受理」とする行政処分はしていない。

第4 審査請求後の経過について

- 1 本件行政庁は、審査請求書の提出により、審査請求人が任意的情報公開ではなく情報公開請求による情報の公開を求める意思であることを確認したため、令和4年1月17日付けで情報公開請求に基づく審査を進めること及び審査請求人が利害関係人に該当する証拠書類の提出を求めることを審査請求人宛に通知した。
- 2 審査請求人は、1の通知を受けて、令和4年2月1日付けで利害関係人に該当する根拠（以下「根拠資料」という。）を、本件行政庁宛に提出した。
- 3 本件行政庁は、根拠資料をもとに審査した結果、改めて審査請求人は利害関係人に該当しないと判断し、情報の非公開を決定し、令和4年2月10日付けで審査請求人宛に通知した。

第5 当審査会の判断

- 1 審査請求人及び本件行政庁の主張について
 - (1) 審査請求人が主張する「情報公開請求書の不受理」について
龍ヶ崎市行政手続条例（平成11年龍ヶ崎市条例第32号。以下「行政手続条例」という。）第7条には、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない旨規定されている。この規定の趣旨からすると、審査請求人が提出した情報公開請求書が、本件行政庁に到達したという事実によって、それに係る審査及び応答義務は発生していることとなり、「不受理」という処分は存在しないものと言える。
 - (2) 本件行政庁が主張する「行政指導」について
行政手続条例第31条には、申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない旨規定している。
本件行政庁は、審査請求人の利益のために、情報公開請求書を取り下げ、任意的情報公開に変更することを勧める行政指導（以下「本件行政指導」という。）を行ったが、審査請求人があくまで情報公開請求を権利として行使する旨が明らかになったとき、本件行政指導

を取りやめ情報公開請求の審査手続を進めており、同条の規定に則ったものといえる。

2 本件行政庁が情報公開請求書を返戻したことについて

行政指導の一般原則として、行政手続条例第30条第1項に、行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない旨規定されている。その趣旨からすると、本件行政指導の一環として行った情報公開請求書の返戻（本件返戻行為）を、審査請求人が行政指導に従う意思の有無の確認がないまま行ってしまったことは否めない。また、本件返戻にあたり情報公開を進めるためとはいえ「不受理」という言葉を使用したことには問題があったと考えられる。

しかし、本件返戻行為は、本件行政庁の担当者が、情報公開請求であれば情報公開条例第5条第5号の要件を満たさない可能性が高く、他方で情報の任意的公開であれば速やかに公開できるため、審査請求人の利益を考えて、任意的情報公開の方法で申請した方が良いのではないかと指導として返戻したものであって、「不受理」処分を行ったものではない。というのも、審査請求人があくまでも任意的情報公開ではなく情報公開請求による情報の公開を求める意思であることが確認された時点で、本件行政庁は、実際に情報公開請求に基づく手続を行っているのであって、担当者のメールにおいて「不受理」という言葉を使ったとしても「不受理」処分を行ったことにはならない。

3 結論

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく処分についての審査請求は、その対象となる処分が存在しなければならないと解されるところ、以上のとおり、そもそも行政手続上申請の不受理はなく、本件行政庁も不受理処分を行っていない。よって、本件審査請求は不適法なものとして、却下すべきである。